

12月3日(火)～9日(月)は「障害者週間」です。障がい者の福祉についての正しい理解と認識を深め、障がい者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために設けられました。人格と個性を尊重し合い、共生する地域社会を目指しましょう。

問 福祉課障がい者福祉係(プラザけやき内 ☎37-1252)

1%地域づくり活動交付金公開審査会を開催します

市民のまちづくり・地域づくり活動の一部を助成する「1%地域づくり活動交付金制度」の応募団体が、令和7年度の活動計画やまちづくりに対する思いを発表します。地域で活動する団体を知る良いきっかけとなりますので、ぜひお越しください。

日時 11月30日(土)午前9時～正午

会場 プラザきくる3階およびオンライン(Zoom 配信)

申込期限 11月27日(水)午後5時

申込方法 下記へ電話、またはメール、申込フォーム(上記)から申し込み
※オンラインでの視聴を希望する人には、事前にZoomのIDなどをお知らせします。

申・問 地域支援課市民協働係(プラザきくる内 ☎35-0925、
メール: chiiki@city.kikugawa.shizuoka.jp)



納税通知書封筒への広告掲載事業者を募集しています

区分 ①市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税用
②軽自動車税用

印刷部数 ①6万3,000通 ②1万2,000通

使用期間 ①②とも令和7年3月～令和8年2月

広告掲載枠・大きさ ①②とも1枠・43mm×100mm

広告掲載料 ①3万9,000円/枠※最低価格
②1万7,000円/枠※最低価格

申込期限 12月5日(木)

申込方法 市ホームページ(右記)内でダウンロードした申込書に必要事項を記入し、広告原案の見本などの提出書類を添えて下記へ郵送、または持参して申し込み

申・問 税務課管理徴収係・資産税係(☎35-0918)



①

②



12月は「静岡県多重債務者相談推進月間2024」です

多重債務とは、複数の金融業者から自分の支払い能力以上のお金を借り、返済が困難になることです。多額の借金でも、解決する方法があります。まずは、専門家に相談し、解決方法を検討しましょう。

日程 弁護士による相談 12月5日(木)、12日(木)、19日(木)

司法書士による相談 12月24日(火)

時間 各日午後1時30分～2時30分(相談1件につき1回30分まで)

※予約制、回数や時間は、予約状況により変動あり

会場 県西部県民生活センター(浜松総合庁舎3階)

相談料 無料※秘密は厳守されます。

申込方法 下記へ電話で申し込み

申・問 静岡県西部県民生活センター(☎053-452-2299)



パブリックコメントを実施し、広く意見を募集します

意見を募集する計画 第2次菊川市環境基本計画(後期基本計画)(案)

募集期間 12月6日(金)～令和7年1月6日(月)

意見を提出できる人 市内に居住・通勤・通学している人、市内に事務所・事業所を有する人、その他計画の関係者

資料閲覧場所 各担当課、市立図書館行政資料コーナー、市ホームページ(右記)※詳細は下記へ問い合わせください。

問 環境推進課環境政策係(☎35-0916)



12月15日(日)～31日(火)年末の交通安全県民運動を実施

スローガンは、「安全をつなげて広げて 事故ゼロへ」です。年末に向けて慌ただしい季節となります。一人ひとりが交通ルールとマナーを守り交通事故をなくしましょう。また、夕暮れが早くなってきます。視認性を高めるため、自発光式反射材などを活用しましょう。

問 地域支援課自治振興係(プラザきくる内 ☎35-0925)

菊川市敬老会記念商品券の使用期限は12月31日(火)です

使用できる店舗は、商品券と一緒にお配りした「会員事業所一覧」をご覧ください。期限が過ぎた商品券は使用できませんので、年内に使用ください。

対象 令和6年9月1日に菊川市に住所を有し、令和7年4月1日までに77歳、80歳、88歳、90歳、99歳以上に到達する人

※対象者には9月上旬に発送済です。

問 長寿介護課高齢者福祉係
(プラザけやき内 ☎37-1254)

その他

others information

静岡県の「最低賃金」改正のお知らせ

静岡県内の事業場で働くすべての労働者(パート・アルバイトなど含む)に適用される「静岡県最低賃金」が改正され、令和6年10月1日から「時間額1,034円」となりました。なお、特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

※詳細はホームページ(右記)をご覧ください。

問 静岡労働局賃金室
(☎054-254-6315)
磐田労働基準監督署
(☎0538-32-2205)



「わたしの避難計画」を11月に市内全戸へ配布しています

「わたしの避難計画」は、大雨や台風時にいつ・どこへ避難すればよいか、菊川市防災ハザードマップなどを確認しながら作成しておくものです。自身で作成した避難計画を家族で共有し、いざという時に逃げ遅れることがないよう最善の避難をしましょう。

※菊川市防災ハザードマップは、市ホームページ(右記)からご覧ください。

※作成手順は、わたしの避難計画の裏面の作成ガイドを参考にしてください。

問 危機管理課防災計画係
(☎35-0923)



※現在掲載中の行事など中止・延期になる場合があります。開催の有無については、各問い合わせ先に確認ください。